

「おおいた安心住まい
改修支援事業」

H25年度おおいた安心住まい改修支援事業

安心住まい 改修支援



高齢者世帯、子育て世帯の住宅を安心して暮らせる住まいに変える支援を行っています。

大分県と市町村では、高齢者世帯、子育て世帯が行う住宅の改修工事等を支援する事業を実施しています。

1

高齢者安心住まい改修支援事業 (簡易耐震改修型)

- (1) 世帯要件
65歳以上の高齢者がいる世帯
- (2) 住宅要件
高齢者世帯が居住する住宅で昭和56年以前に着工された木造戸建て住宅
- (3) 対象工事
高齢者用の寝室及び居間の耐震補強工事
(20万円未満の工事は補助対象外)
- (4) 補助金額
補助対象工事費の50%
(限度額は、寝室及び居間の補強30万円、寝室のみの補強15万円)



2

高齢者安心住まい改修支援事業 (バリアフリー改修型)

- (1) 世帯要件
65歳以上の高齢者がいる世帯で世帯員全員の前年の収入総額が500万円未満
(高齢者と高齢者以外からなる世帯の収入には、公的年金等を除く)
- (2) 住宅要件
高齢者世帯が居住する住宅
- (3) 対象工事
高齢者用の寝室の増築及び内装改修工事、バリアフリー改修工事等
(30万円未満の工事は補助対象外)
- (4) 補助金額
補助対象工事費の15%
(限度額30万円)



H25年度おおいた安心住まい改修支援事業

安心住まい 改修支援



高齢者世帯、子育て世帯の住宅を安心して暮らせる住まいに変える支援を行っています。

大分県と市町村では、高齢者世帯、子育て世帯が行う住宅の改修工事等を支援する事業を実施しています。

3 子育て安心住まい改修支援事業

- (1) 世帯要件
18歳未満の子どもがいる世帯で世帯員全員の前年の収入総額が650万円未満
- (2) 住宅要件
子育て世帯が居住する住宅
- (3) 対象工事
子ども部屋の増築、間取りの変更、内装改修工事等
(30万円未満の工事は補助対象外)
- (4) 補助金額
補助対象工事費の15% (限度額30万円)



おおいた安心住まい改修支援事業

平成25年度実施市町村

大分市(1のみ)、別府市、中津市、日田市
佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市
豊後高田市、宇佐市、豊後大野市、由布市
国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町

問い合わせ先

大分県土木建築部 建築住宅課 企画調査班
県庁(建築住宅課)ホームページ
<http://www.pref.oita.jp/soshiki/18500/>

H25年度おおいた安心住まい改修支援事業実施市町村

市町村	高齢者安心住まい 改修支援事業 (簡易耐震改修型)	高齢者安心住まい 改修支援事業 (バリアフリー改修型)	子育て安心 住まい改修 支援事業	備考
大分市		×	×	県内業者
津久見市	二次募集(8月1日～1ヶ月予定)			
竹田市				
日出町				
九重町				
別府市				市町村内業者
中津市	所得要件に公的年金含む	所得要件に公的年金含む		
日田市				
佐伯市				
臼杵市				
豊後高田市				
宇佐市				
豊後大野市				
由布市	補助額増額			
国東市				
姫島村				
玖珠町				

H25年度おおいた安心住まい改修支援事業

* 概要 (対象工事 + 補助上限額)

工事の概要

1. 高齢者安心すまい改修支援事業
(簡易耐震改修型)
高齢者用の寝室及び居間の耐震補強する20万円以上の工事

補助上限額 (合算可能)

対象工事費の50%
補助上限額: 30万円
寝室のみは15万円

2. 高齢者安心すまい改修支援事業
(バリアフリー改修型)
高齢者用の寝室の増築、内装改修工事、バリアフリー改修などの30万円以上の工事

対象工事費の15%
補助上限額: 30万円
由布市は30%60万円

3. 子育て安心すまい改修支援事業
子ども部屋の増築、間取りの変更、内装改修などの30万円以上の工事

対象工事費の15%
補助上限額: 30万円
由布市は30%60万円

H25年度おおいた安心住まい改修支援事業

住宅の要件

対象世帯の要件

1.高齡者安心
住まい改修
支援事業
(簡易耐震改修型)

- ・高齡者世帯が居住する住宅
- ・昭和56年5月31日以前に着工された2階以下の木造住宅

- ・65歳以上の高齡者がいる世帯
- ・世帯全員の年収合計が500万円未満
高齡者と高齡者以外からなる世帯は公的年金を除く

2.高齡者安心
住まい改修
支援事業
(バリアフリー改修型)

高齡者世帯が
居住する住宅

- ・65歳以上高齡者がいる世帯
- ・世帯全員の年収合計が500万円未満
高齡者と高齡者以外からなる世帯は公的年金を除く

3.子育て安心
住まい改修
支援事業

子育て世帯が
居住している住宅

- ・18歳未満の子供がいる世帯
- ・世帯全員の年収合計が650万円未満

1. 高齢者安心すまい改修支援事業(簡易耐震改修型)

工事の内容	対象	
(1)新築工事、増築工事	×	
(2)寝室の耐震補強工事		
(3)寝室及び居間の耐震補強工事		
(4)居間のみの耐震補強工事	×	
(5)寝室及び居間にある家具の転倒防止工事		(2)(3)に伴うものは対象
(6)屋根、外壁改修工事		
(7)内装改修工事		
(8)建具改修工事		
(9)解体工事		
(10)設備工事		
(11)カーテンの取り付け、取り替え		
(12)エアコン工事家庭用電化製品、家具の購入	×	
離れ、付属棟の耐震補強工事、外構工事、植栽工事	×	

* 重複しなければ他の補助事業との併用可

2.高齡者安心すまい改修支援事業(バリアフリー改修型)

工事の内容	対象	
(1)新築工事	×	
(2)高齡者用の寢室の、増築、間取り変更、内装工事		
(3)床の段差解消、スロープ設置、手摺設置工事		
(4)高齡者のために行う便所、浴室改修		
(5)ベッド設置のために行う畳から板張りする工事		高齡者用に行うもの
(6)車いす対応流し台設置工事		
(7)エアコン工事		高齡者用に行うもの
(8)カーテンの取替、取付		対象工事に伴うもの
(9)解体工事、設備工事		対象工事に伴うもの
(10)その他知事が認めるバリアフリー改修工事		
(11)流し台、台所の改修工事家庭用電化製品、家具の購入	×	
(12)離れ、付属棟の改修工事、外構工事、植栽工事	×	

*** 重複しなければ他の補助事業との併用可**

- ・大分県在宅高齡者住宅改造助成事業、大分県在宅重度障害者住宅改造助成事業はその事業を優先、
- ・介護保険住宅改修は20万円を除外)

3.子育て安心すまい改修支援事業

工事の内容	対象	
(1)新築工事	×	
(2)子ども部屋等の、増築、間取り変更、内装工事		
(3)床の段差解消、スロープ設置、手摺設置工事		
(4)子どものために行う便所、浴室改修		
(5)机やベッド設置のために畳から板張りする工事		子ども用に行うもの
(7)エアコン工事		子ども用に行うもの
(8)カーテンの取替、取付		対象工事に伴うもの
(9)解体工事		対象工事に伴うもの
(10)設備工事		対象工事に伴うもの
(11)その他知事が認める改修工事		
(12)流し台、台所の改修工事	×	
(13)家庭用電化製品、家具の購入	×	
(14)離れ、付属棟の改修工事、外構工事、植栽工事	×	

* 重複しなければ他の補助事業との併用可

おおいた安心住まい改修支援事業

* 申請の流れ

工事代金の領収証、工事前・工事中・工事後の写真が必要

